



労基署便り

令和3年度 No.9

大河原労働基準監督署



◎ 令和3年労働災害発生状況（1～11月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R2	R3	前年比	R2	R3	前年比
製造業 計	52 (1)	41	-11	392 (5)	425 (1)	33
食料品製造業	14	16	2	165 (2)	188 (1)	23
機械金属製造業	16 (1)	11	-5	106 (3)	116	10
建設業 計	17	32	15	249 (2)	274 (4)	25
土木工事業	5	12	7	82	90 (2)	8
建築工事業	9	14	5	136 (2)	142 (2)	6
その他の建設	3	6	3	31	42	11
運輸交通業 計	9	13	4	281 (1)	356 (2)	75
陸上貨物運送業	11	14	3	266 (1)	336 (3)	70
商業	22	18 (1)	-4	325	391 (3)	66
社会福祉施設	10	11	1	177	297 (1)	120
全産業	143 (3)	166 (1)	23	1960 (12)	2449 (12)	489

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

～新年にあたって～

（大河原労働基準監督署からのメッセージ）

あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は新型コロナウイルス感染症の拡大が広範囲に及び、当署管内でも職場内での感染により労災として労働者死傷病報告の提出や労災保険の請求事案が数件発生しました。引き続き職場内での感染拡大防止に努めていただくとともに、労災となる可能性があると思われる事案については報告や労災保険の手続き等について監督署に気兼ねなくお問い合わせください。

また、昨年は、上記の表のとおり様々な業種で労働災害が増加しており、当署管内でも特に建設業などで増加しております。内容としては墜落・転落や転倒災害が多く、50歳以上の年齢が高い労働者が被災する割合が高くなっています。積雪・凍結による転倒災害が危惧される時期ですので転倒防止対策を徹底願います。なお、宮城労働局で行っている Safework（セーフワーク）向上宣言の取組にもぜひご参加いただくとともに高齢者に配慮した職場環境の実現を目指す「エイジフレンドリーガイドライン」も積極的に導入していただきたいと思います。

働き方改革に伴い、これまで時間外労働等の上限規制、年次有給休暇の付与義務、同一労働同一賃金など様々な関連法の改正が行われてきましたが、ご対応はお済みでしょうか。法令にしっかり対応したうえで、各事業場の特性に合った働き方改を進めていく必要がありますので、ご不明な点は当署又は宮城働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

また、本年1月2日から墜落制止用器具(安全帯)に係る改正法令が完全施行され、4月1日からは改正特定化学物質障害予防規則が全面的に施行されるほか、改正育児・介護休業法が段階的に施行されますし、パワーハラスメントの措置義務が中小企業にも適用になりますので、こちらにもご対応をお願いいたします。

大河原労働基準監督署では、本年も安全で安心して健康に働ける職場づくりのために各種施策を実施してまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご発展とご健勝を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

改正育児・介護休業法が段階的に施行されます

男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われました。改正内容は令和4年4月1日から令和5年4月1日までの間に3段階で施行されます。就業規則の変更(及び監督署への届け出)が必要な事項もありますので早めのご確認・ご対応をお願いします。

改正事項と施行時期（詳細は宮城労働局雇用環境・均等室にご確認ください）

<令和4年4月1日施行>

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境の整備
- ②妊娠・出産の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- ③有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(雇用期間の要件撤廃等)

<令和4年10月1日施行>

産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得、育休等を理由とする不利益取扱禁止・ハラスメント防止

<令和4年10月1日施行>

育休等の取得状況を年1回公表（従業員1,000人以上の企業）

【改正育児・介護休業法に関するオンライン説明会を開催します】以下の日程で、参加は無料です。

開催日時	開催場所	定員
令和4年 2月4日（金）13:30～15:30	Zoomを使用した オンライン開催	150名
令和4年 2月8日（火）13:30～15:30		150名

【Web開催に関する連絡先】

宮城働き方改革推進支援センター
〒983-0841 仙台市宮城野区原町1-3-43
アクス原町ビル201
TEL:0120-97-8600 FAX:022-357-0024
HP: <https://miyagi-hatarakikata.jp>
E-mail: support@miyagi-hatarakikata.jp

★お申し込みは以下によりお願いします。URL または QR コードのページ（宮城働き方改革推進支援センターのホームページの「お問い合わせ・セミナーお申し込みフォーム」）に必要な事項を入力し、お申し込みください。

<お問い合わせ・セミナーお申し込みフォーム URL>

https://miyagi-hatarakikata.jp/?page_id=252



※ このほか令和4年1月20日(木)、25日(火)、27日(木)の13:30～15:30に仙台市内で説明会があります。お問い合わせは宮城労働局雇用環境・均等室（TEL022-299-8844）までお願いします。

石綿事前調査結果の電子報告が始まります！

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度が始まります。この報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。同システムを利用するには「GビズID」を取得していただく必要があります。

下記により、操作に慣れていただくためのユーザーテストを実施しますので、積極的にご参加ください。

参加者	石綿事前調査結果報告システムを利用予定のすべての方
費用	無料 ※石綿事前調査結果報告システムの利用にかかる通信費用及びGビズIDの登録に必要な書類取得等にかかる費用は、事業者の負担となります。
テスト期間	2022年1月18日(火曜日) から 2月18日(金曜日) まで ※実施時期が変更となる場合があります。変更した場合石綿総合情報ポータルサイトでお知らせします。
URL	https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/
操作マニュアル	石綿総合情報ポータルサイト・環境省Webサイトに掲載

システム



マニュアル



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。